

## まちづくりセンターの役割と位置づけ、運営体制等について

2021.2.5  
令和2年度第4回 全世代・全員活躍まちづくりセンター整備検討委員会

## ○社会教育法第20条に規定される公民館の 目的を達成するための施設

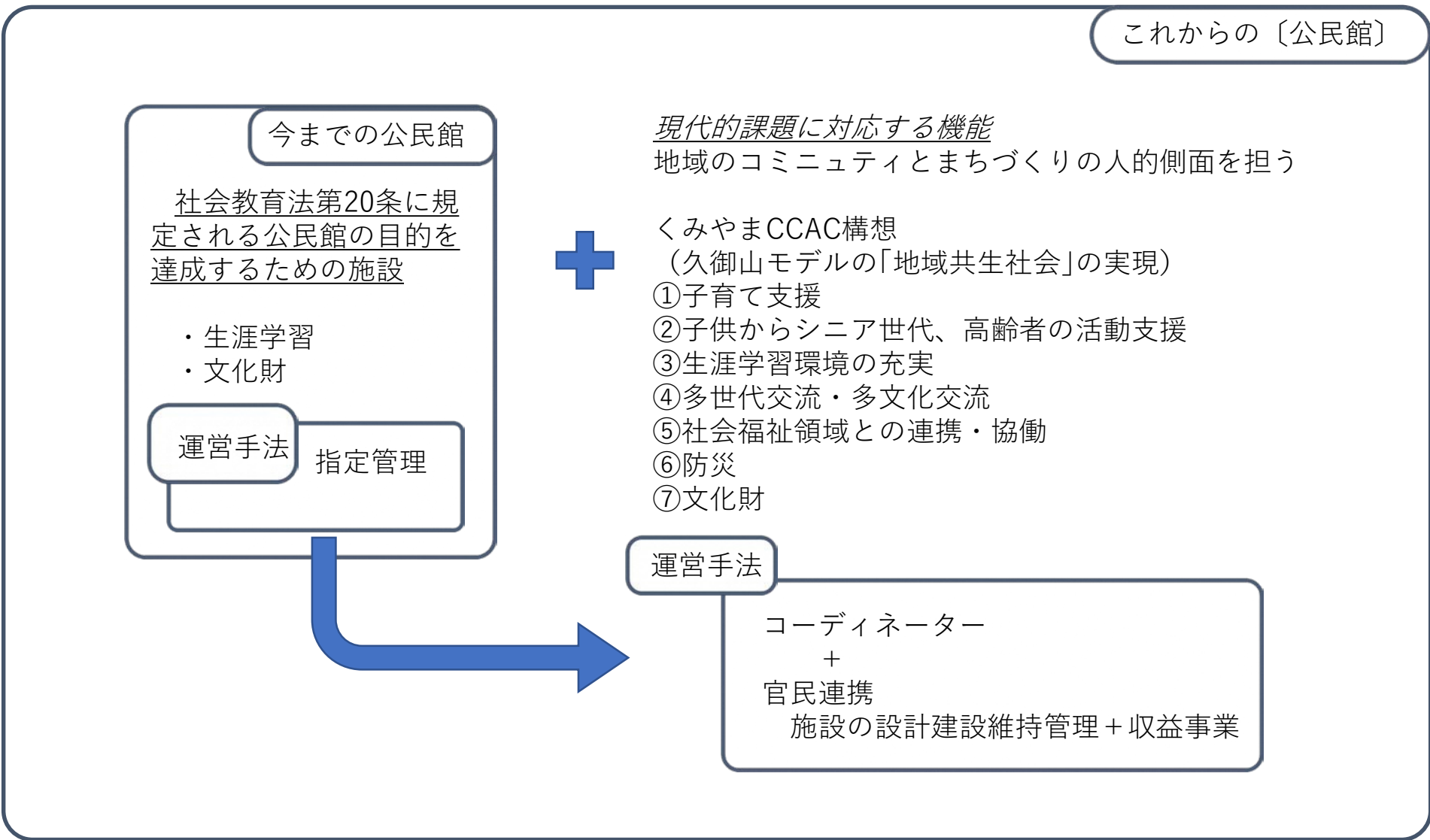
### 社会教育法20条

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## ○現代的課題に対応する機能を有する施設（CCAC構想における機能）

- ①子育て支援
  - ・子どもの遊びスペースを兼ね備えた相談室や妊産婦等を対象とした教室
  - ・子育てに関連する講座
- ②子供からシニア世代、高齢者の活動支援
  - ・現老人福祉センターのサークル活動を多世代の交流の場として拡大
  - ・文化・芸術、健康、スポーツ、介護予防の学習など、生涯現役の意識づけ
- ③生涯学習環境の充実
  - ・自身が学び、深め、他に伝えるという、個から集団へと学習の環がつながり
- ④多世代交流・多文化交流
  - ・目的がなくても気軽に立ち寄れる空間を設定
  - ・自然と顔見知りになり新しい交流が生まれるような場作り
  - ・世代や文化を超えて交流ができるような機会を提供
- ⑤社会福祉領域との連携・協働
  - ・心に不安抱える人や発達に課題が見られる人たちに自由に表現してもらえる場
  - ・療育環境の場
  - ・当人や家族が交流できる場
- ⑥防災
  - ・災害時の避難場所となる設備を備える
  - ・防災学習等に取り組む拠点
- ⑦文化財
  - ・資料の保管や展示企画
  - ・旧山田家住宅の活用と連携

⇒社会教育法第20条に規定される公民館の目的を達成するための施設  
+  
現代的課題に対応する機能を有する施設



## ■まちづくりセンターのコンセプト

すべての世代の人が集まり、過ごし、学びの裾野を広げ、交流し久御山を愛し久御山で活躍できる拠点の提供

くみやまC C A C構想における誰もが交流できる「地域共生社会」を実現するためには、年齢や障がいの有無を問わず、誰もが交流できる「多世代交流の場」づくり、また、誰もが能力を活かしてコミュニティの中で活躍できる新しい働き方の推進、地域の中でいつまでも活躍できる健康増進を図る取り組みの普及など、「居場所と役割を持つコミュニティ」づくりが重要となる。

さらに、地域住民が学習活動をとおして絆を形成し、コミュニティへの参画や地域課題の解決を図っていくことの重要性が増しており、「公民館」等の社会教育施設が中心となり、現代的課題・地域課題の発見・解決に関する領域を「つなぐ役割」を果たす必要がある。

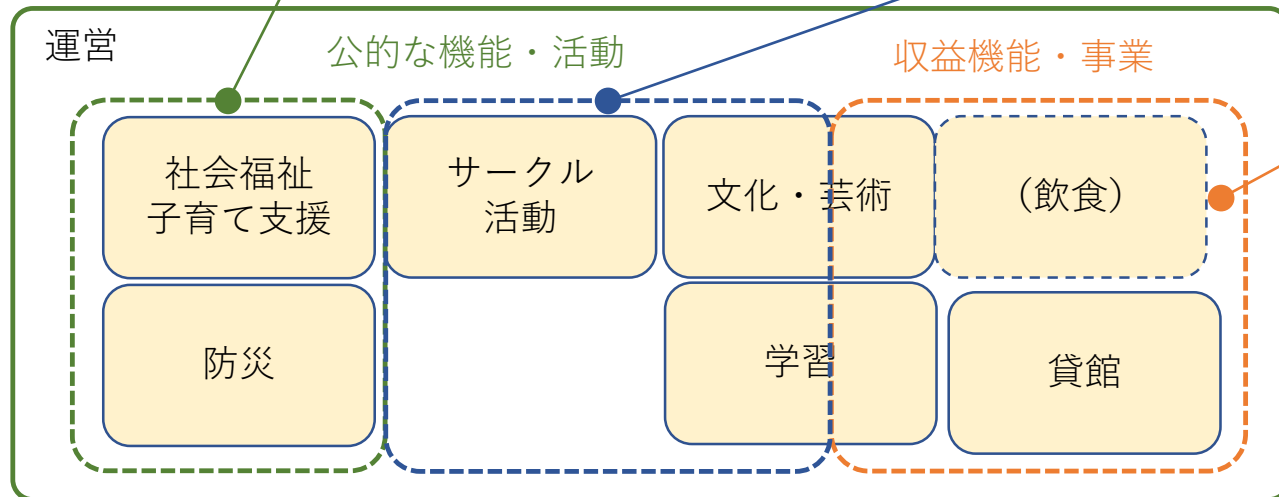
このことから、全世代・全員活躍まちづくりセンターは、従来から人づくり、地域づくりの拠点である「公民館」の幅を広げ、子育てや福祉など様々な学びや体験ができる場所、個人やグループの活動を見てもらえる、知ってもらえる場所、多くの人が気軽に立ち寄れる場所として、様々な出会いから新たなつながりが生まれ、誰もが活躍できる社会教育・福祉の拠点として整備することとする。

## ○まちづくりセンターの役割・機能

公民館	
①子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの遊びスペースを兼ね備えた相談室の設置</li> <li>• 妊産婦対象や子育てに関連する講座の開催</li> </ul>
②子どもからシニア世代・高年齢者の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文化・芸術、健康、スポーツ、介護予防の学習などに取り組み生涯現役の意識づけを促進する多様な機会・講座等の提供</li> </ul>
③生涯学習環境の充実	
④多世代・多文化交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 目的がなくても気軽に立ち寄れる空間を設定</li> <li>• 様々な世代・住民等が発表や表現をしやすい場の提供</li> <li>• 世代や文化を超えて交流ができるような機会の創出</li> </ul>
⑤社会福祉領域との連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 心に不安抱える人や発達に課題が見られる人たちに自由に表現してもらえる場の提供</li> </ul>
⑥防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害時の避難場所となる設備を整備</li> <li>• 通常時は防災学習等に取り組む拠点として活用</li> </ul>
⑦文化財の保護・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 町の歴史に興味を持ち、学べるような資料の保管や展示企画の実施</li> </ul>

子育てや福祉などの公的な機能・活動については、引き続き町役場、住民等が主体的に実施

公民館業務は「コーディネーター」が他施設との連携も図りながら実施  
利用者、役場、民間事業者間の調整等も行う



貸館業務や施設の利用率・収益性を向上させる取り組みは民間事業者の工夫に期待

施設的设计～建設～維持管理（ハード面）は、官民連携手法により民間事業者に一貫して対応を委託

(施設のハード面での) 維持管理

建設

設計

## ■運営に関する基本方針（案）

- 子育てや福祉、防災などの公的な機能・活動については、引き続き町役場、利用者・住民等が協力しながら、主体的に実施する。
- 公民館業務は、「コーディネーター」が他施設との連携も図りながら実施する。
  - ※公民館業務：サークル活動等の支援、各種講座の企画・運営等を想定。ただし、従来の貸館業務は含まない。
  - ※コーディネーター：公的な活動の取組の支援、取組主体の育成及び民間事業者との調整役としてまちづくりセンターの建設・運営等を行う民間事業者とは別に町が募集・契約を行う。

まちづくりセンターのみならず既存の公共施設、及び現在再整備検討中の中央公園等における住民活動等の支援及びこれら施設の有効活用策の検討・実施を担う。
- 建物（ハード面）の整備・維持管理については、設計～施工～維持管理を一貫した契約によって「民間事業者」に委託し、効率的な整備・維持管理と中長期でのコスト（LCC：ライフサイクルコスト）の削減を図る。
- 「民間事業者」は、所管課及び指定管理者と調整を図りつつ、まちづくりセンターの各施設の利用率や収益性の向上に繋がる取組等の企画・運営等を行う。